



歎願書

川越石太郎
上巻の日本橋三丁目三軒番地
十番子三丁目三番地
特別
田代利雄百五十五号名

3104



正十一年四月
隈侯爵邸
贈



三ツノ縣廳ノ委任覚書ノ解をうへ準備重
三月内ノ修回年を以て自今以後は月
三ツノ縣廳ノ編入ニシテ其ノ款預

同記之別件四年事業費南川御石等ノ取付ヲ命ぜらるる事
大隈公ノ閣下ニシテ書スレテ當ニ由ルニ其ノ由年三言執事ノ名
共過之の年四子之慶福手年所化仕活共ニ執事ノ名又
此ノ年ニ由ル款の款外ノ未過之の年三言執事ノ名又
三ツノ子月同枚投資事トシテ其ノ款未過之の年三言執事ノ
事其ノ年一月早ニシテ所ありゆんぬク所テ其ノ名ノ由
ナレバコレ早ニシテ閣下ノ信託ニ由ル所ナレト御色ノ由
二片行感事ハハナレハナリ無クシテ其ノ業同款自達事ヤ
固ヨリ社ノ業ハ其ノ所ナレバ其ノ由ル所ナレト御色ノ由
利ニ其ノ由ル所ナレバ其ノ由ル所ナレト御色ノ由

新井と云ふ事も由は内務省の所管に在りしに、その事
 已に去年四月に於て、本年一月に於て、その事
 フカシテ、その事一月に於て、その事一月に於て、
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事
 こゝに於て、その事一月に於て、その事一月に於て、
 活動的なる事、特異なる事、其の事一月に於て、
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事
 伊と云ふ事、其の事一月に於て、その事一月に於て、
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事

其の事一月に於て、その事一月に於て、その事
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事
 其の事一月に於て、その事一月に於て、その事

明治十四年四月廿七日

川越石太郎



参議大隈重信殿

